

2025 年度事業計画

戦後最大の人権侵害である優生保護法問題は、立法当時から憲法違反だったという2024年7月の判決から新たな動きが始まった。2025年度は被害にあった人たちの人権回復に向けて極めて重要な一年となる。定期協議や検証会議がどのように進んでいくのか、優生連の一員としてもJDの役割は大きい。また、生活保護基準切り下げをめぐる「いのちのとりで裁判」では、2025年には最高裁判決が下される予定であり、あまねく人々の生きる権利を守る取り組みに関係団体と連携し、積極的に関わっていく。

* 文中加盟団体=正会員団体

【重点課題】

1. 社会的テーマについて

障害のある人が安心できる暮らしのためにはまず平和でなければならないが、戦後80年たつ中で世界には戦争や紛争が絶えない。国内でも軍備を拡充する動きが活発だ。また自然災害も国内外で頻発している。戦争や自然災害でもっとも厳しい状況に置かれるのは社会的に弱い立場に置かれる人たちである。JDは国内外のさまざまな動向に関心を持ち、加盟団体と協力しながら、谷間に置かれる人を生み出さないために、社会に向けて問題提起を行ない、国や自治体に働きかけていく。

2. 障害分野のテーマについて

参議院選や地方選挙が実施されるに際し、投票のバリアフリーや合理的配慮を求め、メディア等とも協力し、関係団体とも共同し取り組みを進めていく。また、JDF 能登支援センターと協力しながら、支援員の派遣を加盟団体に働きかけていく。

障害者総合支援法に組み込まれている規制緩和の動きの中で、営利を追及をする事業所の広がりや憂慮され、その被害は生きる上でもっとも困難を抱える人たちに降りかかる。家族依存の障害福祉制度は抜本的解決が見られないままだ。こうした実態を障害者権利条約に照らして点検するとともに、制度改革に向けた課題を整理し、改革に向けた筋道を考えていく。

3. JDの課題について

会員の高齢化や財政難などの問題を抱える加盟団体も多く、加盟団体同士が互いに支え合える仕組みなどを検討していく。JDの組織の土台を確立していくためにも賛助会員1,000人目標を目指す。

また、認定NPO法人としての審査があり、前年度より事務局ではその準備に多くの時間が費やされてきた。5月には実地確認の審査が行なわれる。多くの事務量があり、事務局員の負担は大きい。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

1) 政策提言の検討

インクルーシブな真の共生社会の実現をめざし、障害者権利条約などの理念を踏まえ、法制度の改正に向けた提言を行なう。また、障害者への差別・偏見をなくし、優生思想を克服するための啓発活動や調査・研究活動を実施する。特に、以下の点を重視する。

- (1) 障害者権利条約の理念と2022年9月の総括所見に基づいた法制度・政策の構築に向けた検討を行なっていく。

- (2) 2024年4月に施行された改正障害者差別解消法の周知に努め、障害者理解の促進、社会的障壁の除去、紛争解決の仕組みの検討などについて、実効性があるものとするために行政、事業者、地域へ向けた運動を継続する。
- (3) 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言および障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意を尊重・重視し、具体化に向けた提言を行なっていく。
- (4) あらゆる物価高騰の中で、多くの国民、特に障害のある人の生活は厳しさを増している。2022年の国民生活基礎調査で障害の有無に関する設問が組み込まれ、「障害者の貧困率」を示すデータがはじめて得られた。この進展も活用しつつ、障害年金制度の改革など、特に障害者の所得保障についての新たな提言づくりのための調査・検討を進める。
- (5) 2024年7月3日、優生保護法裁判に関する最高裁判決が出され、9月30日に国・弁護団・優生連の間で基本合意書が締結され、10月8日に「補償法」も成立した。全ての被害者への補償を実現し、なお根深い優生思想を根絶するための活動について検討し、実践していく。さらに出生前診断など“生命”を巡る今日的な問題についても丁寧に議論を重ねる。
- (6) 国の社会保障審議会年金部会の議論に注目し、障害年金改正に向けた検討を障害者雇用・就業のあり方とも関連して論議し、必要な政策提言を継続して行っていく。
- (7) 障害者関連の統計データの分析方法などを検討し、政策提言などに活用する。

2) 障害者基本法の改正や障害者虐待防止法等の見直しおよび障害者基本計画の検証

- (1) 総括所見の指摘事項を踏まえた障害者基本法の改正を実現するために、JDFをはじめとする関連団体との連携を強化し、国会議員等への働きかけなども含めた運動を展開する。
- (2) 障害者福祉施設や精神科病院、学校や職場などでの障害者虐待が頻発する中で、障害者虐待防止法、精神保健福祉法、児童福祉法の施行状況を吟味・評価し、必要な改正事項を提言する。パリ原則に基づく国内人権機関の創設についても、女性、子どもなど他の人権関連団体と連携して実現に向けた運動を継続する。
- (3) 障害者基本計画の検証については、内閣府の政策委員会の動向も踏まえ、法整備のほか必要な提言を行なう。

3) シンポジウムや学習会等の開催

政策に関する問題や課題が提起され、JDとして共有されたときなどに、政策提言する力を高めることを目的としたシンポジウムや学習会等を開催する。

4) タイムリーな意見や要望等の表明・提出

障害者政策委員会をはじめ、障害に関するさまざまな国の審議会等の動向を踏まえて、意見や要望を随時、表明する。また、障害当事者が原告となっている裁判等を支援し、JDとしての意見や要望を表明し、必要に応じて提出する。

5) 上記の検討作業を通して、JDとしての政策提言書づくりをめざす。

2. 国際活動および障害者権利条約に関する活動

(1) 障害者権利条約と総括所見を生かす取り組み

国連障害者権利委員会から出された総括所見（勧告）を物差しに日本の実情や法制度を評価し、障害者制度改革の重点課題を明確にする。加盟団体で共有するとともに、広く関係者に知らせ、勧告を具体化するための取り組みについて、JDFと連携して政府と協議する。

(2) アジア太平洋地域での対応

アジア太平洋障害者の十年第4期(2023-2032)が提起されたが、動きがみられない状況であり、情報収集に努めていく。JDF等と連携しつつ、JDとして新たなグローバルな課題に向き合うための情報共有・理解促進に努める。

3. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動

2025年は被爆80年にあたっている。日本被団協のノーベル平和賞受賞を力にして、あらためて「障害者は平和の中でこそ生きられる」ことを共有し運動化していくことが求められる。また、引き続き物価高騰と増税問題など、障害者・家族の現実の生活に目を向け、問題解決・改善を求める取り組みも課題にしていくことが必要である。

こうした平和とくらしの取り組みを推進する上で、この一年も憲法・障害者権利条約にふさわしい施策の実現を求める取り組みと結び付けていくことが求められる。

1) 国会および政党、関係省庁等に向けた要請活動

障害者権利条約の締約国にふさわしい当事者主体の政策実現に向け、さまざまな面から働きかけていく。

2) 講座・学習会・シンポジウム等

- ① 「憲法と障害者2025」(障害者のしあわせと平和を考えるシリーズ11)を11月初旬に開催する。
- ② 特別セミナーを2026年3月に開催する。
- ③ その他、施策の状況に対応して、緊急企画も検討・実施する。

3) JD役員をはじめJD関係者の協力による講師派遣事業を引き続き実施する。

4. 広報活動

広報委員会による企画・編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎に、内容の充実と魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

- (1) 企画委員会、政策委員会、権利条約プロジェクト等の学習・交流・集会・セミナー等と「すべての人の社会」を連動させ、JDの広報のみならず、優生保護法問題の全面解決をめざす活動や提言等、幅広い情報発信誌の役割を果たすよう、さらなる内容充実と刷新を図る。
- (2) 家族依存など、障害分野、殊に精神、および高齢・介護・看護等の分野に共通する問題にも視野を広げ、実態を明らかにし、その構造的な課題を捉える連載等を企画検討し、発信していく。
- (3) 「すべての人の社会」の購読層を広げることを常に意識し、障害関係団体をはじめ、社会保障分野の諸団体、企業、研究機関、国会議員等に働きかけ、普及を図る。また、チラシ等の媒体やロコミ、SNS等、あらゆる方法により読者増を図る。
- (4) 障害問題啓発のため広報活動をより活性化し、「障害と人権の総合事典」、JDブックレットほか、既刊のJD関係図書の普及を図る。
- (5) 「すべての人の社会」の点字版の作成について検討していく。

5. 情報通信活動

障害者権利条約の締約国として、すべての人のために不可欠な権利であるアクセシビリティ保障の実現に向けた活動に引き続き取り組む。情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に取り組む。インターネットを活用したオンラインなどの情報発信・交流に引き続き努力する。

- (1) 障害者権利条約の実現のため、総括所見を位置づけ、国連情報等の共有化を図る。
- (2) 構成団体となっている「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」での情報通信活動を担う。
- (3) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みを進める。
- (4) JD のホームページをアクセシブルでよりわかりやすく使いやすいものとする。また、加盟団体のホームページのアクセシビリティ向上をはじめ、ICT 活用やオンラインの取り組みの相談活動を図る。

6. 関連事業

1) JDF等との連携・協同

JDFの各委員会（国際、企画、政策委員会など）に参画してJDFの活動に寄与し、障害種別、分野や立場、考えの違いを越えて団体がまとまったJD本来の積極的な運動に努める。能登半島地震への支援についても、JDF支援センターと連携しながら支援を続けていく。

2) 「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」の取り組み

基本合意文書を、骨格提言、障害者権利条約と同様に重要文書と位置づけ、定期協議（検証会議）を、実効性を伴う重みのあるものとするため、引き続き訴訟原告団・弁護団との連携を強めていく。基本合意15周年を記念したフォーラムの開催に向けては、めざす会の事務局として運営を担い、集会の成功に寄与する。

「日本の障害者雇用政策に関するILO159号条約違反に関する国際労働機関規約24条に基づく申し立て」に関わる研究調査を、全国福祉保育労働組合などの関連団体と連携していく。

7. 組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化

認定NPO法人としての社会的責任を認識しながら運動団体としての活動のさらなる強化を図る。また、実行力を伴った総務委員会体制の運営を図る。

1) 会員の拡大

既存会員の定着や新たな会員を迎え入れるための働きかけを継続するとともに、組織強化と運動の活性化を図る上から、声を上げにくい団体をも常に念頭に置いて支援を行なう。また、会員の声に耳を傾けるために実施したアンケートを参考に可能な限り活動に反映させていく。

賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会をとらえてJDの広報と理解を深める活動を継続する。

2) 寄附の募集

認定NPO法人の要件（3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上）の達成を目標に、認定NPO法人を維持する。また、財政基盤強化の側面からも日常的に寄附の募集に努める。

3) 理事会・専門委員会の活性化

オンラインあるいは対面による理事会を毎月（8月を除く）開催する。総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努め、新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。

障害問題を広く把握し、連帯した運動をすすめていくため、他団体の課題を含めて理事会等の機会に短時間の学習会を持つ。

専門委員会（①政策、②国際＜JDFと一体＞、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）において、課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。

4) 事務局の整備等

事務局員が安心して働ける環境づくりのために、労働条件の基準などを含む就業規則を制定した。事務局員の採用により比較的安定して運営できているが、管理体制は常務理事の兼務が続いており、早期の人材育成が課題となっている。将来の事務局長人事も視野に入れつつ、引き続き円滑な事務局運営が図られるよう、各専門委員会の協力を得ながら体制を組む。